

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1028010	在宅家族介護サービスの介護 保険事業	介護サービスを実施した事業者には保険給付する 場合、指定事業所になることが必須となっております。 事業者要件として、法人格を有すること、 人員基準、設置基準があります。また、同居家 族に対する介護サービスの制限もあります。在宅 家族が介護サービスをする時、指定事業者と なることについて、介護保険法第42条で特例が ありますが、微妙となっている。上小阿仁村に ついては、振興山村、豪雪寒冷地帯、過疎地域 となっているのでその解釈が拡大されるものと期 待している。	在宅家族が要介護3、4、5の人に介護サービスをケアプランに基づいて実施している場 合、その家族に対して、12万円を限度として介護サービス料を支給する。他の事業所の介 護サービスを受けている人については、12万円以下の部分について介護サービス料を家族 に支給する。家族に対するケアプランに基づく介護サービスの確認については、村の地域 包括支援センターの保健師、看護師等の職員によりチェックをする。他の事業所でのサー ビスが12万円を超える場合は、通常の介護保険事業で対応する。介護保険事業について は、自宅で自立して日常生活ができるようにサポートすることだと思います。長年生活を共 にしてきた家族の介護が最高であると考えます。在宅家族介護については、他の事業所 の介護サービスを受けても受けなくても、家族がトータル的に介護サービスをしているので 日常生活ができていものと理解しております。これに伴うサービス料は、30万円を超えて いるものと思われます。就業活動をしながら他の事業所の介護サービスを受けている家族 と専任で介護サービスをしている家族とのバランスについて、考慮することが求められてお ります。少子高齢化により将来、益々、介護保険料の負担や介護の負担が介護者にのしか かってくるのが予想されます。在宅家族介護を主体として対応し、家族で対応できない部 分について、他事業所による介護サービスで補完する。それによって、施設での高額サー ビスに対する負担軽減と家族介護に対する報酬の支給をすることで、財政的にも継続的な 介護保険事業の存続が将来的にも可能になることが期待できます。		上小阿仁村	秋田県	厚生労働省
1044010	訪問介護サービスにかかる規 制の緩和	第二種社会福祉事業に基づく無料低額宿泊所に 実質的に居住している介護保険加入者が訪問介 護サービスを受けることができるようにする	第二種社会福祉事業に基づく無料低額宿泊所(以下宿泊所)に対して介護保険サービスの 利用ができない現状を打開するために規制を緩和してもらいたい。宿泊所の利用者の中 には高齢者も多く、要介護者の比率も年々高くなってきています。介護保険を収めてきた、本 来サービスを利用できる人が利用できない現状を改善してもらいたい。 [訪問介護サービス]を受けるには、居宅、また施設では軽費老人ホーム、有料老人ホー ム、厚生労働省令で定めるものに限られます宿泊所は介護保険法上居宅ではなく、記載さ れているどの施設にも該当しない為、現在は介護サービスを利用することができません		個人	東京都	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1104010	認知症高齢者対応型共同生活介護事業所への障害者受入事業	認知症高齢者グループホームの設備については他のサービス利用者の利用が原則禁じられているが、地域の実情に応じて障害者の利用も可能とする。	<p>年齢や障害の有無にとらわれず、住み慣れた身近な地域において暮らすことができるよう高齢者と障害者の共生型地域づくりをめざす。</p> <p>提案理由： 障害者の地域移行を推進してゆくためには、障害者のニーズにあった様々なサービスが必要となるが、本道は面積が広大であり、また、人口の希薄な市町村も多く存在している。こういった市町村においては、障害者のみを対象としたサービスメニューを身近な地域で提供することは困難な場合が多い。このため、高齢者と障害者の類似したサービスについては一体とした提供を可能とすることで、住み慣れた地域での生活が確保できる。</p>		北海道	北海道	厚生労働省
1104020	地域包括支援センターにおいて障害者自立支援法に基づく相談支援事業を実施する場合の人員配置基準の緩和化	地域包括支援センターに係る職員の専従規制を緩和し、地域包括支援センターに配置されている専門職が障害者に対する相談支援に従事することを可能とする。	<p>年齢や障害の有無にとらわれず、住み慣れた身近な地域において暮らすことができるよう高齢者と障害者の共生型地域づくりをめざす。</p> <p>提案理由： 障害者の地域移行を推進してゆくためには、障害者のニーズにあった様々なサービスが必要となるが、本道は面積が広大であり、また、人口の希薄な市町村も多く存在している。こういった市町村においては、障害者のみを対象とした相談支援体制の構築は困難な場合が多い。このため、高齢者に対する相談支援拠点として整備が進捗している地域包括支援センターの機能を活用することにより、相談窓口のワンストップ化を促進するとともに、障害者の一生を通じて途切れることのない支援体制の整備を図る。</p>		北海道	北海道	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1104030	障害者支援施設における高齢者の介護保険法に基づく短期入所生活介護(ショートステイ)の利用	旧法の身体障害者療護施設や知的障害者入所更正施設など特別養護老人ホームと同等の人員配置が行われている障害者支援施設の一部(空きベッド)について、介護保険法の指定に基づく短期入所生活介護(ショートステイ)サービスを提供することを可能とする(空床利用型ショートステイ)。	<p>高齢者の在宅介護支援のためには、介護保険法の短期入所生活介護の利用が重要である。一方、障害者支援施設においては利用者の地域移行等による空きベッドが存在しており、その効率的な活用が求められている。このため、障害者支援施設について本来の目的を損なわない範囲で、一部を短期入所生活介護として利用することを可能とし、これにより、高齢者が身近な地域で生活できる環境を整備すると共に地域資源である障害者支援施設の有効活用を図る。</p> <p>提案理由： 短期入所事業所については各法の指定を受けている場合であって空きがある場合には、身体障害、高齢者相互に利用することは現行制度においても可能であり、こうした措置を障害者支援施設にも、当該施設の本来の目的を損なわない範囲で適用する。 また、介護保険法において、障害者支援施設の指定(空きベッドの利用)は想定されていないことから、別途人員の配置が必要となっている。</p>		北海道	北海道	厚生労働省
1022010	民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センター設置	地域福祉連携センターは、福祉サービスのニーズの把握、福祉サービスの提供に関する、地域の連絡協議会を開催、福祉サービスを提供する、社会資源の紹介や情報提供、相談受付、といった機能を有するものである。このようなセンターの設置にあたっては、民間と市町村において公共性を保持した新たな関係性の模索として、第三者的な立場での設置を実現したい。(詳細は別紙参照)	現在、地域包括支援センターが、保健、医療、福祉に関する総合的な支援を行う拠点として、市内に設置されているが、残念ながら総合的な支援ができるシステムの構築はなされていない。そこで、地域福祉連携センターの設置が実現できれば、福祉、医療、保健の連携を具体的な取り組みや事例検討を積極的に行うことができる。また、保健、医療、福祉の連携強化を図り、地域の皆さんと問題を共有し、解決していける関係性をつくる中、バリアフリーの考え方、地域で支える福祉の新しい形が必ず出来上がるはずである。行政だけの力だけの力ではなく、地域住民の切実な思いと熱意により、地域福祉連携センターが機能することを旨とし、福祉財源の限界を超え民間の力を最大限に生かし、新たな取り組みをあくまでも地域住民や施設に入所、通所されている方々を守るために、このシステムを創っていききたい。(詳細は別紙参照)		個人	岡山県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1022020	地域ケア会議のチェック機能の整備	地方自治体の外部監査制度を活用し、地域ケア会議を社会資源との情報共有や問題の共有をはかる場に、市町村に対しても福祉における監査の権限を行使できるようにする。	地域包括支援センターにおいて行われている違法行為、また民間企業が行っている虚偽申請に対する監査機能を、第三者的な立場において行使できるようにすることで、監査の機能がはたっていない機能の拡充を図っていく。本来は在宅介護支援センターにあるシステムであるが、社会資源との有効な会議としていく。人材としては、委任という形をとり、コストを下げ、第三者としての管理、チェック機能を果たしていく。		個人	岡山県	総務省 厚生労働省
1093010	病児・病後児保育の利用促進 (実施場所の要件緩和)	病児・病後児保育に係る国の各施策について、地域の実情に応じて取り組めるよう、実施場所の要件を緩和する。	(実施内容)病児・病後児保育に係る国の各施策(病児・病後児保育事業(オープン型・自園型)、緊急サポートネットワーク事業)については、実施場所がそれぞれ会員の自宅や保育所に限定されているが、利用者の利便性を図るとともに、保育所や地域子育て支援拠点施設など、地域の実情に応じた施設で実施できるよう、実施場所の要件を緩和する。また、オープン型は交付金、自園型は補助金、緊急サポートネットワーク事業は国からの団体委託事業とされ、看護師の有効活用などの連携が図れない制度となっていることから、各事業が連携して効果的に実施できる体制とする。 (理由)・緊急サポートネットワーク事業については、会員の自宅で看病することを看護師・保護者双方が敬遠し、利用が進んでいない。・緊急サポートネットワーク事業、オープン型、自園型の各事業は異なる制度であるため、一体的な実施が困難である。		兵庫県	兵庫県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1093020	病児・病後児保育の利用促進 (職員配置基準の要件緩和)	病児・病後児保育に係る国の各施策について、地域の実情に応じて取り組めるよう、職員配置基準の要件を緩和する。	<p>(実施内容)人材活用の観点から、事業の実施にあたっては、緊急サポートネットワーク事業の登録看護師や医療機関の看護師がオープン型や自園型に派遣できるよう、柔軟な対応を可能とする。また、オープン型は交付金、自園型は補助金、緊急サポートネットワーク事業は国からの団体委託事業とされ、看護師の有効活用などの連携が図れない制度となっていることから、各事業が連携して効果的に実施できる体制とする。</p> <p>(理由) ・オープン型、自園型については、常勤看護師の配置が要件となっているが、利用者数が一定せず、利用者がいない場合でも配置が必要となるため、効率的な運営が難しい。 ・緊急サポートネットワーク事業、オープン型、自園型の各事業は異なる制度であるため、一体的な実施が困難である。</p>		兵庫県	兵庫県	厚生労働省
1093060	保育所入所要件の撤廃	特別の事情(待機児童がない地域、地域の保育所が「認定こども園」の認定を受けることが困難等)のある地域において、保護者の就労の有無等に関係なく、保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件(保育の実施基準)を撤廃する。	<p>保育所への入所要件は、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない0歳から小学校入学前の乳幼児ということになっている。</p> <p>一方、核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどの保育を必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。</p> <p>また、非正規雇用者の増加やリストラ等による離職も多く見られる現在、親の就労状況の変化により、保育所に通えなくなることによって、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。</p> <p>なお、認定こども園制度では、認可保育所・認可幼稚園以外の部分は、国制度の助成の対象とならないことから、その普及にも限界があると考えられる。</p> <p>このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件(保育の実施基準)の撤廃を行う必要がある。</p>		兵庫県	兵庫県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1014010	臨床研修病院の指定基準の緩和	臨床研修病院の指定基準となっている「産婦人科を必修科目とする」等を初めとする要件を病院のおかれている事情により緩和してほしい。	新臨床研修制度が始まって以来、医師不足が深刻となっている地方自治体病院については、産婦人科医等が不在の場合も多く、そのため臨床研修病院として申請できないためさらに医師の確保に苦慮する悪循環に陥っている。特に市立根室病院においては、第2次医療圏の地域センター病院であっても産婦人科の医師がいない、有名無実の状態となっている。1人でも2人でも最低一年間は医師を確保できるよう配慮してほしい。		個人	北海道	厚生労働省
1014020	医師充足率を満たさない病院の診療報酬減額の特例	新医療研修制度導入のため、結果として医師充足率を満たさなくなったと思われる病院については、診療報酬減額を行わないでほしい。	新医療研修制度導入のため、特に地方の自治体病院においては、医育大学等からの派遣医師の引揚げにより医師の確保ができず、今後も医師充足率を満たすことが困難であることが予想される。このことから、過去の医師確保状況と比較し、明らかに新医療研修制度導入に起因し医師不足が生じたと確認できる病院においては、診療報酬の減額を行わないでいただきたい。		個人	北海道	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1030010	高度先進医療の国際的交流(教育、医療) 【求める措置の具体的内容について】 (我々が小児心臓疾患、特に新生児複雑心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした国々の医師だけでなく医療チームの一員である看護師、MEなどすべての医療関係者に教育、臨床研修できるように規制緩和をしていただきたい。また日本語研修の必修義務を廃止していただきたい。さらに、これらの治療に対し金銭面での自由診療的裁量が出来ようような措置を講じていただきたい。)	我々が小児心臓疾患、特に新生児複雑心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした国々の医師だけでなく医療チームの一員である看護師、MEなどすべての医療関係者に教育、臨床研修できるように規制緩和をしていただきたい。また日本語研修の必修義務を廃止していただきたい。さらに、これらの治療に対し金銭面での自由診療的裁量が出来ようような措置を講じていただきたい。上記事項が可能になるよう、岡山大学心臓血管外科を中心とした循環器治療部門を医療特区として申請いたします。【別添補足資料参照】	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術指導を行ってきました。インドネシア国ジャカルタ心臓病センター、やフィリッピン心臓病センターなどです。小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的でした。 2 - 3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔医、小児循環器医、循環器内科医、人工心肺技師、看護師など循環器治療に携わるすべての部門の専門家の教育、研修を熱望されるようになりました。ご存知のように心臓病治療、手術は1人の力で出来るものではなく、治療に携わるチーム全員の力、技術が無いと成功しません。すべてはチームワークとチーム力なのです。 平成16年より、外国人医師の日本での臨床研修に門戸は少しずつ開かれてきましたが、未だ十分とは言えません。さらに看護師や人工心肺技師などの医療従事者に対する臨床研修には多くの制約が存在するのは明らかです。東南アジア、中国を始め多くの国のこれらの医療関係者は日本でのそして岡山大学での臨床研修を強く望んでいます。今までのように我々がそれぞれの国に行って手術や治療をすることも大切なことではありますが、岡山大学で彼ら・彼女らをトレーニングするほうがより充実した研修と効果を与えることが出来るのは誰の目にも明らかです。 四肢の壊死などに対するうじ虫治療など、我々にしかない高度先進医療を、わが国だけでなく、東南アジアを初めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであり、使命であると思われま。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】		岡山大学心臓血管外科、循環器治療部	岡山県	厚生労働省
1030011	高度先進医療の国際的交流(教育、医療) 【求める措置の具体的内容について】 (また日本語研修の必修義務を廃止していただきたい。)	我々が小児心臓疾患、特に新生児複雑心疾患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展途上国を中心とした国々の医師だけでなく医療チームの一員である看護師、MEなどすべての医療関係者に教育、臨床研修できるように規制緩和をしていただきたい。また日本語研修の必修義務を廃止していただきたい。さらに、これらの治療に対し金銭面での自由診療的裁量が出来ようような措置を講じていただきたい。上記事項が可能になるよう、岡山大学心臓血管外科を中心とした循環器治療部門を医療特区として申請いたします。【別添補足資料参照】	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術指導を行ってきました。インドネシア国ジャカルタ心臓病センター、やフィリッピン心臓病センターなどです。小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的でした。 2 - 3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔医、小児循環器医、循環器内科医、人工心肺技師、看護師など循環器治療に携わるすべての部門の専門家の教育、研修を熱望されるようになりました。ご存知のように心臓病治療、手術は1人の力で出来るものではなく、治療に携わるチーム全員の力、技術が無いと成功しません。すべてはチームワークとチーム力なのです。 平成16年より、外国人医師の日本での臨床研修に門戸は少しずつ開かれてきましたが、未だ十分とは言えません。さらに看護師や人工心肺技師などの医療従事者に対する臨床研修には多くの制約が存在するのは明らかです。東南アジア、中国を始め多くの国のこれらの医療関係者は日本でのそして岡山大学での臨床研修を強く望んでいます。今までのように我々がそれぞれの国に行って手術や治療をすることも大切なことではありますが、岡山大学で彼ら・彼女らをトレーニングするほうがより充実した研修と効果を与えることが出来るのは誰の目にも明らかです。 四肢の壊死などに対するうじ虫治療など、我々にしかない高度先進医療を、わが国だけでなく、東南アジアを初めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであり、使命であると思われま。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】		岡山大学心臓血管外科、循環器治療部	岡山県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1030012	高度先進医療の国際的交流 (教育、医療) 【求める措置の具体的内容 について】 (さらに、これらの治療に対 し金銭面での自由診療的裁量 が出来るような措置を講じてい ただきたい。)	我々が小児心臓疾患、特に新生児複雑心疾 患の治療や高度先進医療を、東南アジアや発展 途上国を中心とした国々の医師だけでなく医療 チームの一員である看護師、MEなどすべての医 療関係者に教育、臨床研修できるよう規制緩和 をしていただきたい。 また日本語研修の必修 義務を廃止していただきたい。 さらに、これら の治療に対し金銭面での自由診療的裁量が出来 るような措置を講じていただきたい。 上記事項が可能になるよう、岡山大学心臓血管 外科を中心とした循環器治療部門を医療特区と して申請いたします。【別添補足資料参照】	岡山大学医学部心臓血管外科では以前より東南アジアを中心に心臓血管外科手術の技術 指導を行ってきました。インドネシア国ジャカルタ心臓病センター、やフィリピン心臓病セン ターなどです。小児心臓疾患に対する外科治療を主に、その他大動脈瘤、弁形成術など日 本が、そして我々が進んでいる心臓手術分野のデモンストレーション、教育が主たる目的で した。 2 - 3年前より心臓外科医の教育だけでなく、麻酔医、小児循環器医、循環器内科医、人工 心肺技師、看護師など循環器治療に携わるすべての部門の専門家の教育、研修を熱望さ れるようになりました。ご存知のように心臓病治療、手術は1人の力で出来るものではなく、 治療に携わるチーム全員の力、技術が無いと成功しません。すべてはチームワークとチー ム力なのです。 平成16年より、外国人医師の日本での臨床研修に門戸は少しずつ開かれてきましたが、 未だ十分とは言えません。さらに看護師や人工心肺技師などの医療従事者に対する臨床 研修には多くの制約が存在するのは明らかです。東南アジア、中国を始め多くの国のこれ らの医療関係者は日本でのそして岡山大学での臨床研修を強く望んでいます。今までのよ うに我々がそれぞれの国に行って手術や治療をすることも大切なことではありますが、岡山 大学で彼ら・彼女らをトレーニングするほうがより充実した研修と効果を与えることが出来る のは誰の目にも明らかです。 四肢の壊死などに対するうじ虫治療など、我々にしかない高度先進医療を、わが国だけで なく、東南アジアを初めとする多くの国の患者様に提供することも我々医療人の勤めであ り、使命であると思われま。またこれ以外の高度医療も、現在の我が国の規制下では十 分な提供は出来ず、これでは真の国際貢献は出来ません。【別添補足資料参照】		岡山大学心臓血 管外科、循環器 治療部	岡山県	厚生労働省
1083010	先端医療広域連携(クラス ター)特区実現のための規制 緩和(先進医療(混合医療)に 関する規制緩和)	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医 療に関する研究開発と臨床試験/治験に特化し た病院/研究所/大学院大学から成るアジアに おける先端医療ハブを産学官民連携で運営し、 ロボット医療/バイオ医療を中心として、高齢化 社会における医療崩壊を解決可能な、先端医療 の実用化を促進する。そのためには、先進医療 (混合医療)に関する規制緩和を必要とする。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の 出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定 化などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の 研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験/治験 に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとしてきわめ て重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病 院とし、ロボット医療/バイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治験を 迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コアとなる病院/研究所/大学 院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の連携機関と広域連携し、特区におけ る規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう。本事業により、1)未認可薬、医療 技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)ベンチャー企業を含む 新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内 的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国 人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考え られる。		特定非営利活動 法人先端医療推 進機構	愛知県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1083011	先端医療広域連携(クラスター)特区実現のための規制緩和(ロボットによる医療行為を含む病院内使用の適法化)	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治験に特化した病院/研究所/大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを産学官民連携で運営し、ロボット医療/バイオ医療を中心として、高齢化社会における医療崩壊を解決可能な、先端医療の実用化を促進する。そのためには、ロボットによる医療行為を含む病院内使用の適法化を必要とする。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験/治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとしてきわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療/バイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治験を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コアとなる病院/研究所/大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の連携機関と広域連携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう。本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。		特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	厚生労働省
1083012	先端医療広域連携(クラスター)特区実現のための規制緩和(治験および先進医療専門病院の病床規制の除外)	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治験に特化した病院/研究所/大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを産学官民連携で運営し、ロボット医療/バイオ医療を中心として、高齢化社会における医療崩壊を解決可能な、先端医療の実用化を促進する。そのためには、治験および先進医療専門病院の病床規制の除外を必要とする。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験/治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとしてきわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療/バイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治験を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コアとなる病院/研究所/大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の連携機関と広域連携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう。本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。		特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1083013	先端医療広域連携(クラスター)特区実現のための規制緩和(医療従事者の資格(外国人医師等)の医療従事制限の緩和)	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治験に特化した病院/研究所/大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを産学官民連携で運営し、ロボット医療/バイオ医療を中心として、高齢化社会における医療崩壊を解決可能な、先端医療の実用化を促進する。そのためには、外国人医師による高度医療の研究または研修を可能とし、日本人医師の管理下で医療行為を認めることが必要である。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験/治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとしてきわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療/バイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治験を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コアとなる病院/研究所/大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の連携機関と広域連携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう。本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。		特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	法務省 厚生労働省
1024010	留学・研修経験のある外国人医師のへき地医療特区又はへき地における規制緩和	日本に留学・研修した経験のある、日本の医師と同等の技能を有する外国人医師が、へき地等の医師不足地域において医療行為に従事することを可能にする。	<p>地方における医師確保は医師不足地域において、優先度の最も高い政策課題の1つとなっている。特に、医師の専門医志向や大病院志向による都市部への集中、卒後臨床研修導入後の研修医の都市部への流出などの影響で、医師の偏在が拡大しており、へき地等の条件不利地域における医師不足の状況は悪化の一途をたどり、勤務医の就業条件は過酷を極めていくとともに、地域住民への医療供給体制に重大な影響が生じている。</p> <p>現在、日本の医師免許をもたない外国人医師は、日本国内での医療行為は認められていない。一方、日本は、毎年多くの医療技術を学ぶ外国人留学生、研修生を受け入れており、日本の生活文化や医療環境に慣れ親しんだ経験を持つ外国人医師が、世界各国で医師として活躍しているが、これらの留学経験等のある医師は、日本の医療環境にも適応でき、へき地医療拠点病院等においても地域医療を担う医師としての活躍が期待できる。</p> <p>医師は、高度な専門的知識、技能を有することを求められるため、日本で医療活動を行うにあたっては、日本の専門医に相当する医療技術を有することについて、医療関係者による評価を行うことにより、医療技術を担保する。</p> <p>現在国では、緊急臨時的な医師派遣制度を構築するなど、地方の医師不足解消に御尽力いただいているが、「臨時的」である上に、派遣人数についても限定された人数となっている。</p> <p>本特区もしくは規制緩和の実施を行うことで、へき地等における医師不足解消の一助となることが期待される。 (別紙 補足資料あり)</p>		新潟県	新潟県	法務省 厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1093040	医学部入学定員要件の緩和	「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 (提案理由) 平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。		兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1093050	医学部入学定員要件の緩和	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 (提案理由) 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。		兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1074010	訪問歯科診療半径16km圏内 制限の緩和	現行法で規定されている訪問診療報酬を半径16kmの圏内外問わず算定する。訪問歯科診療の範囲、半径16km圏内の撤廃もしくは範囲拡大する。	訪問診療適用範囲(半径16km)圏外での歯科診療。圏外で歯科診療を希望されている患者様(歯科医院に通えない方)のご自宅や入所、入院されている病院、施設までスタッフが、車で移動し、機材等を運んで、患者様に負担がかからないようその場所で治療を行う。圏外という枠がない為に患者様、そのご家族様の要望に応えることができる。圏外ではない為、歯科医院も積極的に診療を行なえ、お互いの信頼関係もより強いものとなる。本件については、第9次提案募集において提案書の提出をさせていただいている。(管理コード0920170・提案事項管理番号1068010)提案に対する厚生労働省からの回答は、現状の制度で保険医療機関から患家の所在地が16kmを超える場合であってもやむを得ない絶対理由がある場合には訪問診療の算定を認めているという事から変更する必要はないが、絶対理由の条件が明確でないので、文章において例示を示すことにより明確化していきたい。と回答をいただいたが、未だその例示が出ていない。		医療法人社団 郁栄会	千葉県	厚生労働省
1074020	訪問歯科診療半径16km圏内 制限の基準の明確化	第9次提案募集において厚生労働省からの再々検討要請に対する回答では、「...(中略)...当該「やむを得ない絶対的理由」について医療機関や患者から算定基準が明確でなく、診療後に請求が返戻されるかどうか予測しがたいとの指摘であるので、これに対応できる歯科訪問診療の算定が認められるケースについては、御指摘を踏まえ文書において例示を示すことなどにより、明確化していきたいと考えている。」と回答をいただいたが、未だその例示が出ていない。文書において例示を示して欲しい。	訪問診療適用範囲(半径16km)圏外での歯科診療。圏外で歯科診療を希望されている患者様(歯科医院に通えない方)のご自宅や入所、入院されている病院、施設までスタッフが、車で移動し、機材等を運んで、患者様に負担がかからないようその場所で治療を行う。圏外という枠がない為に患者様、そのご家族様の要望に応えることができる。圏外ではない為、歯科医院も積極的に診療を行なえ、お互いの信頼関係もより強いものとなる。本件については、第9次提案募集において提案書の提出をさせていただいている。(管理コード0920170・提案事項管理番号1068010)提案に対する厚生労働省からの回答は、現状の制度で保険医療機関から患家の所在地が16kmを超える場合であってもやむを得ない絶対理由がある場合には訪問診療の算定を認めているという事から変更する必要はないが、絶対理由の条件が明確でないので、文章において例示を示すことにより明確化していきたい。と回答をいただいたが、未だその例示が出ていない。		医療法人社団 郁栄会	千葉県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1098010	地域医療支援において使用する移動型診療車両を保険医療機関とする事の承認	<p>当院が行うへき地・離島などの医療過疎地域への支援活動は、それら地域の方が都心部の方と同等に平等な医療行為を受けられることを目指すものである。この医療支援において、それら地域の保険医療機関の医師の要請により「移動型診療車両」で出向いて行き、現地医師の指示による治療のための専門検査を実施した場合に限り、保険診療を認めて頂きたいことである。このことにより、医療過疎地域の方も地元で迅速に平等な医療行為が受けられることとなるため、地元医療の充実と医療費の削減効果が図られる。</p>	<p>当院はへき地・離島などの医療過疎地域が抱える地域医療格差の問題を解決するために、これら地域へ診療所機能を備えた「移動型診療車両」と専門医とで出向いて行つての診療活動の実践による医療支援を目指している。このへき地医療支援で使用する移動型診療車両は、「診療所」(当院は脳神経外科専門医院のためMRIを搭載、診察室など診療に必要な一連の機器を装備)としての機能を備えており、へき地・離島などへ移動しての医療活動を行う際、十分な効果を期待できるものである。この移動診療の目的は医療過疎地などの医師と連携し、プライマリケア(一次診療)の充実を図ることにより、それら地域の方々へ国民の権利である自由な医療が受けられるようにするものである。したがって、現地医師がそれら地域の患者で精密検査の必要性を認めた場合に、この移動型診療車両(当院)へ要請があればその場所に出向き、MRI撮影などの診療を実施する。現在このようなケースに関しては自費診療となり患者の費用負担が増大している。その患者に対して保険診療が認められなければ公平な医療の提供にならないため、このようなケースの「移動型診療車両」での医療行為については保険診療として認めてもらいたい。当然ながら、現地の病医院で実施する一般検査に関しては、当該医療機関の保険適用となるものであり、当院の「移動式診療所」においては、MRI撮影料と読影料のみの請求となる。【添付資料参照】</p>	移動型保険医療機関による地域医療支援	河村クリニック、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	大阪府	厚生労働省
1098020	へき地・離島などの地域医療支援のための移動型診療車両における診療手続きの簡素化要請	<p>当院が行うへき地・離島などの医療過疎地への支援活動において、それら地域へのプライマリケア充実のため、「移動型診療車両」で現地に出向き診療を行うには、開設届などの手続きが必要である。また、現地保険医療機関に「移動型診療車両」を横付けしての診療では、現地医療機関から構造設備変更届などの提出や視察確認などの諸手続きも必要となる。我々のへき地医療支援は、1カ所での滞在は短期間が大半であり、数多くの地域に出向いてこそ価値あるものとなり、迅速さが要求される。そのためこれら諸手続きの簡素化を願うものである</p>	<p>当院はへき地・離島などの医療過疎地域が抱える地域医療格差の問題を解決するために、これら地域へ診療所機能を備えた「移動型診療車両」と専門医とで出向いて行つての診療活動の実践による医療支援を目指している。この医療支援は医療過疎地などの医師と連携し、プライマリケア(一次診療)の充実を図ることにより、それら地域の方々も遠方都心部の基幹病院などに出向かなくとも地元で手軽に診察を受けられるようにすることを目的としており、その成果を十分に発揮するためには迅速さが要求される。しかし、へき地・離島などへ巡回診療を行うには医療法施行規則第一条に基づいて診療所開設届、平面図、周辺見取り図、などの提出と終了後の廃止届の提出が必要となる。また現地保険医療機関の要請によって、その施設に横付けしての医療支援などでは構造設備変更届の提出及び設備の視察を受ける必要があり、時間的制約を受けることとなる。このことはへき地医療支援のため、現地へ出向き直ちに診療を開始する障害となるため、一定期間内に数多くの場所へ出向いて行くことが困難となる。医療格差問題を抱えている多くの方々へ平等な医療の提供を実施し、国民の権利である自由な医療を受けることを可能とするために、これら手続きの簡素化を求めるものである。【添付資料参照】</p>	移動型保険医療機関による地域医療支援	河村クリニック、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	大阪府	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1098050	2か所管理医師兼務許可	<p>現在保険医療機関として地域医療充実のためにクリニックを開設しているが、よりの確な診断を実施するために、最新医療機器の増設を予定している。しかし、限られた現行クリニック内では、最新機器を複数導入することは物理的に不可能であるため、別の場所へ保険医療機関を開設し(管理医師は同じ)、新開設の医療機関へ最新機器を導入し、患者への医療活動に幅を持たせたいため、同一医師による医療機関の2か所開設の承認を願うものである。</p>	<p>当院は「脳神経外科専門医院」であり、保険医療機関として地元地域医療の充実と、医療過疎地への医療支援を実施し、地域医療格差の解消を目指している。その目的の一つである地域医療の現場での確な診断を行うためには、高度医療機器や最新医療機器を兼ね備える必要があるため、医療機器の進歩に合わせて最新の医療機器の導入を予定しているが、現行クリニックを運営している場所では複数の最新機器を設置するためのスペースの確保ができず、物理的に設置が不可能な状況である。しかし地元の方々が、健康で長生きして頂けるための「かかりつけ医」としては、これら機器の導入により医療水準を高めていくことも医療従事者としての任務であると考えている。そこで、現在のクリニックの診療日と重複しない曜日に新規のクリニックを開設することにより、その新開設の場所へそれら医療機器を導入し患者への貢献を図ることとした。具体的な新規開設について、既存クリニックの休診日である土・日のみ診療とし、(既存クリニックは月～金/新開設後、管理医師は1日の休暇を取得)現行クリニックへの影響は無いものとする。地元医療の充実のために2か所管理医師の兼務規制の緩和を求めるものである。【添付資料参照】</p>		河村クリニック、 (株)大阪ワールド トレードセンタービ ルディング	大阪府	厚生労働省
1098060	保険医療機関一体性に関する 規制緩和	<p>現在テナントビルで、保険医療機関としてクリニックを運営しており、更に充実した地域医療への貢献のために最新医療機器の導入を考えている。しかし、現在のクリニックの場所には、最新医療機器を設置するスペースが確保できないため、現在入居している同ビル敷地内1階駐車場への設置を考えている。地域医療充実のため、この検査機器と当クリニックとの一体性を認めて頂きたい。</p>	<p>当院は「脳神経外科専門医院」であり、保険医療機関として地元地域医療の充実と、医療過疎地への医療支援を実施し、地域医療格差の解消を目指している。その目的の一つである地元地域医療の充実のため「脳神経外科」では欠かせない最新の高性能MRIの導入を予定しているが、現行のテナントビル内のクリニックへの設置は、物理的に不可能であるため、設置場所を同ビル敷地内にある1階の専用駐車スペースとした。この場所への設置理由は、厚生省医政局より、各都道府県及び病院団体等に平成17年7月1日(医政局発第0701001号)として通知された内容で「従来手術部門や病棟部門などが公道を隔てて位置する場合、原則、渡り廊下等を設け施設の一体性を確保する必要があったが、一体性があると認められるための要件を満たせば渡り廊下等を設けなくても認められる」旨が示されたため、これら要件を比較したうえで結論づけたものである。本通知では「公道等を隔てて位置する医療施設」の一体性を認めるにあたり、「公道を隔てた両施設の敷地が面していなければならない。(管理面) 安全性の確保」が挙げられており、本提案での当施設が予定している内容と、これら内容のものとを比較すれば、同一敷地内で公道などを隔てていないため、管理面での問題 安全面の問題 双方とも、より十分に確保されているため、何ら医療上の問題は無いとの判断からである。当然ながら、運用面では、患者の移動時は当院のスタッフが完全介助を行う。本医療機器を保険医療機器として当クリニックとの一体性が認められることは、患者へよりの確な診断を行うことが可能となり、地域医療の充実をより高めることができるため、一体性の承認を求めるものである。【添付資料参照】</p>		河村クリニック、 (株)大阪ワールド トレードセンタービ ルディング	大阪府	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1094030	院内製造されたPET用のFDG製剤を、県内の特定の医療機関に提供することの容認	院内製造したPET用のFDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、薬事法上の医薬品として、製造販売の許可、製造販売の承認、製造業の許可及び販売業の許可が必要とされている。これを、次の要件を充足した場合に限り、薬事法の許可、承認を経ずに他の医療機関に提供することを特例的に認める。当該FDG製剤を用いた診療が保険診療の対象となっていること。当該FDG製剤の輸送中の品質保持、放射線防護対策が整っていること。提供する医療機関は都道府県知事が必要と認める特定の医療機関に限定すること。	平成20年度にPET-CTを設置する国立大学法人秋田大学医学部附属病院(以下「秋大病院」という。)に対し、秋田県立脳血管研究センター(以下「県脳研センター」という。)で院内製剤されているFDG製剤を提供し、現在、県内では、県脳研センターで年間約500件程度と限定的にしか実施されていないPET-CTを用いた検査や診断を、秋大病院において、年間約1,200件(1日6件)の検査・診断を安定的に実施することが可能となり、がんの早期発見や、よりの確な診断・治療により、全国1位となっている本県のがん死亡率低減に大いに寄与することが期待される。また、県脳研センターは、平成10年には院内製造されたFDGを用いたPET検査について、「高度先進医療」の承認を受けており、現在、保険診療の対象となっており、当該FDG製剤の品質、安全性、有効性については特に問題ないと考えている。また、秋大病院は、車で約10分間の近距離にあり、輸送中の品質保持、放射線防護対策を講ずることにより、秋大病院での使用にあたっては、品質、安全性、有効性の確保は可能である。さらに、不特定多数の医療機関に提供するのではなく、秋大病院(都道府県がん診療拠点病院)に限定して提供するものであることから、仮に当該FDG製剤について不具合があった場合でも、県と秋大病院との契約において具体的に定めることにより問題の解決は可能であると考えられる。なお、隣県の岩手県北上市にFDGの製造工場が竣工したが、放射性同位元素の半減期が約2時間と短いことから、同工場からの安定的供給、特に冬期間の供給に著しい難点があることから、本提案を行うものである。		秋田県	秋田県	厚生労働省
1065010	第二種感染症指定医療機関の感染症病床への結核患者収容禁止の解除	感染症法及び医療法では、第二種感染症指定医療機関の感染症病床と結核指定医療機関の結核病床は区分されており、結核患者を感染症病床に収容することは出来ないが、医療法施行規則における病床の施設基準は同様に規定されている。よって、感染症病床に結核患者を収容することは施設基準においては問題はないと考えられることから、重症な結核患者については、第二種感染症指定医療機関の感染症病床への結核患者収容禁止を解除するよう構造改革特区提案として提出する。	【提案理由】 1. 結核病床の確保 結核病床指定の返上、休止が相次いでおり、今後の継続的な結核病床の確保が課題となっているため、感染症病床を活用して、結核病床の確保を図りたいと考えている。 2. 結核患者の利便性の向上 結核病床が確保されていない保健医療圏があり、結核病床のない保健医療圏の患者は、遠隔地の医療機関への入院を余儀なくされている。一方、結核病床はないが、感染症病は整備されている保健医療圏もあるため、感染症病床を活用した入院が可能となれば、結核患者の利便性向上が図られる。 3. 結核医療と感染症医療の両立 これまで、地域の中核病院においては、施設上の制約から、感染症病床と結核病床をそれぞれ確保することができないという課題があった。しかし、感染症病床への結核患者収容が可能となれば、感染症病床の指定を行い、現行の施設スペースの中で、結核医療と感染症医療の両立を図ることが可能となる。 4. 感染症病床の有効利用 第二種感染症指定医療機関は、二類感染症(急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群)及び指定感染症(インフルエンザ(H5N1))の患者が収容対象であり、患者は極めて稀であるため、結核患者を収容することで施設の有効活用が図られる。		青森県、佐賀県	青森県、佐賀県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1082050	医師に引き継ぐ救命救急活動 特区	救命救命士による救命救急活動が可能な範囲を医師へ引き継ぐまでとし、救急搬送後、医療施設内であっても、医師に引き継ぐまでの間は救命救急処置を継続することができるものとする。	<p>現在、救命救命士が救命救急処置を行えるのは、救命救命士法第44条第2項により、重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間、及び救急用自動車等の車内とされている。このため、搬送先で、不測の事態などにより直ちに医師に引き継ぐことが困難な場合であっても、救命救命士は医療施設内で救命救急処置を継続することができない。緊急避難措置として認められることがあるとしても、その判断基準は明確でなく、法令で禁止されている以上、必要な処置をとりにくいのが実情である。</p> <p>そこで、医療施設内であっても、医師に引き継ぐまでの間は救命救命士が救命救急処置を継続することを法令により可能としたい。</p> <p>本件は、第9次において同様の提案をさせていただいたが、救命救命士の制度は、医師の指示の下で搬送途上において必要性の高い救命救急処置を行わせることにより、搬送途上の医療の充実を図るために創設されたものであり、医師と救命士では制度が違うことから、医療施設内で処置を行わせることはできないとの回答を得ている。しかし、医療行為を行うのは医師であり、医療施設そのものが医療を行うのではない。救命救命士は、高度な教育訓練を受けた救命処置の専門家であり、医師がいない医療施設内において、救命処置を最も的確に行える者である蓋然性も高い。</p> <p>よって、医療施設内であっても、医師に引き継ぐまでの間は、必要な救命救急処置を継続できるよう法令に明記し、救命救命士から医師に引き継ぐ間に生じる救命処置の空白時間を無くすことを制度の上で担保していただきたい。</p>		草加市	埼玉県	厚生労働省
1052010	あん摩マッサージ指圧師養成 施設の認定要件の緩和	<p>あん摩マッサージ指圧師養成施設を開設しようとする場合、次の条件が付されているので、(2)に定める関係団体の意見書を添付認定要件を緩和する。</p> <p>(1)養成施設を設置しようとする者から設置計画書の提出があった場合、知事は、その内容を審査し、養成施設の設置に関する意見書を付して進達するものとする。</p> <p>(2)社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会及び社会福祉法人日本盲人会連合会に係る都道府県段階の組織及び知事が必要と認める団体並びに盲学校の意見書を添えて進達する。</p>	<p>(具体的事業の実施内容)「治療のできるスポーツトレーナー」を目指す者のあん摩マッサージ指圧師養成施設を開設できるようにしたい。</p> <p>(提案理由) 長野市の運動施設がナショナルトレーニングセンターの強化拠点に指定され、競技者サポート体制の充実が求められている。北信越ベースボールチャレンジリーグやサッカーチームが発足し、プロを目指す競技人口も増加している。スポーツ愛好家や選手などが施術所に通ったり、スポーツ大会や練習時にトレーナー等からあん摩マッサージ指圧を受ける機会が増えている。県内の競技団体からもあん摩マッサージ指圧師の資格を持つトレーナーの支援を求められている。支援に当たっては視覚障害者も参加する法人化した団体を組織して行う。長野県では高齢者が増加すると見込まれており、かつ、介護する者のケアからあん摩マッサージ指圧の施術を求める人が増えている。有資格者の人口10万人対比率が長野県では平成18年の全国平均(約79人)よりも約13人少ない。加えて、視覚障害者の有資格者の人口10人対比率は長野県は平成8年が28.8人(全国平均34.1人)、18年が14.6人(全国平均19.9人)となっている。また長野県内の盲学校(2校)に学ぶ児童生徒数も減少している。視覚障害者の有資格者の高齢化と晴眼者の養成施設の開設に係る制約が施術業に従事する有資格者の増加が見込めず、結果、無免許者の類似施術の増加に繋がり視覚障害者の有資格者の生業を脅かす原因となっている。晴眼者の養成施設が大都市周辺に集中していること及び地方振興の観点から既存の養成施設の入学定員を見直し、前記のような理由により特区制度で養成施設が開設できるようにしたい。</p>		個人	長野県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1102010	鍼灸医療の療養費取り扱いに関する医師の同意書を、内閣総理大臣答弁に基づき撤廃	2003年9月2日内閣参質156第46号内閣総理大臣答弁の4の「医師が当該被保険者に対するはり施術等の適否判断をする必要はないと考えている。」の通り同意書撤廃をきちんと履行していただくとともに、健康保険の保険者に対し通知などでの周知徹底をお願い申し上げます。 はり師、きゅう師は、憲法25条によって課せられた国民生活向上等に関する国の義務の一部を分担するものと位置付けされており、鍼灸師はその職務に関し他の者の干渉を受けない最高かつ排他的な専門職として国より任務を負わされているのである。	昭和39年制定の鍼灸助成金は、鍼灸療養費と同じ疾患に対し、同意書無しでの治療を可能にして今現在も患者の鎮痛に効果を発揮し続けています。宮崎県民は、医師同意書がなくても保険料から支払われる助成金による鍼灸治療がきちんと受けられる事、そして助成金の指定する疾患と療養費の指定する疾患が同一である事から、鍼灸療養費の治療も医師の同意書なしでも問題なく受けられる事を43年間の歴史から知っています。 療養費の規制緩和は皆保険による鍼灸治療を可能とする社会性のある事業です。 鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確となる科学的根拠を備えた理論及び施術方法の確立により置き代えることができます。 特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部リウマチ・アレルギー・内科、東京女子医科大学大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保被保険者等に研究補助金を還元すべきです。この研究は非常に有効であることを医学的に証明したものであります。また、最近では変形性膝関節症の鍼灸に関する科学的根拠等もあり、国のこれまでの鍼灸に関する非科学的な否定の停止を要望します。 このように、同意書の規制緩和の要件である「鍼灸の科学的メカニズムを明らかにする有効な医学的根拠」も多く出てきています。そして、内閣総理大臣も同意書は必要ないと答弁されているので、規制緩和をお願いします。	鍼灸医療に関する自由診療市場及び健康保険医療市場における身分隔離政策の徹底排除に関するプロジェクト	社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師会	宮崎県	厚生労働省
1102020	平成19年3月26日の厚生労働省告示第五十三号に基づく、鍼灸医療療養費取り扱い規制である保発32号「医師による適当な治療手段のないもの」という文章の撤廃	鍼灸治療は、平成十九年三月二十六日厚生労働省告示第五十三号第十一條26項口の厚生労働大臣の指定する治療です。つまり鍼灸治療(S P療法を含む)は、厚生労働大臣の指定する医師の治療手段の一つであり、また、この治療を行っている医療機関は都道府県知事に報告する義務を課せられています。よって、昭和42年9月18日保発32号の「医師による適当な治療手段のないもの」は鍼灸治療に関し完全に該当しませんので、規制緩和を要望します。	健康保険の鍼灸治療は1傷病につき鍼灸2術電気併用で初回2,710円、2回目以降1,520円です。患者負担は2回目以降の場合、1割152円、2割304円、3割456円です。また、宮崎県内には昭和39年から国民健康保険被保険者を対象とした鍼灸の補助制度があります。 この制度では同意書の規制が緩和され、慢性の痛み等に対して力を発揮してきました。 この治療を規制緩和の基に国保被保険者にとどまらず広げる事で社会性のある事業を実現できます。 鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確となる科学的根拠を備えた理論及び施術方法の確立により置き代えることができます。 特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部リウマチ・アレルギー・内科、東京女子医科大学大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保被保険者等に研究補助金を還元すべきです。これは保険者の求めるEBMであり、この施術方法は科学的確認書を超える科学的根拠となります。最近では変形性膝関節症の鍼灸に関する科学的根拠等もあり、国のこれまでの鍼灸に関する非科学的な否定の停止を要望します。 昭和25年厚生省保発4号が発出される直前まで鍼灸療養費制度における今日のような規制は無く、順調に鍼灸保険取り扱いが進んでいたのですが、この通知により鍼灸業界は保険医療市場からほぼ完全に排除されました。そして、内閣総理大臣答弁があるうとも排除は未だに続いており、鍼灸市場の正常な発展が困難な状態が続いています。	鍼灸医療に関する自由診療市場及び健康保険医療市場における身分隔離政策の徹底排除に関するプロジェクト	社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師会	宮崎県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1102030	鍼灸治療の有効性を証明する医科学研究結果に対する、厚生労働省の非科学的な根拠による否定の即時停止と鍼灸療養費の規制緩和	<p>厚生労働省厚生労働科学研究事業の長寿科学研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「慢性関節リウマチに対する鍼灸治療の多施設ランダム化比較試験」 ・「高齢者の筋・骨格系の痛みに対する鍼灸及び徒手的治疗法の除痛効果に関する基礎的および臨床的研究」 <p>医歯薬出版の「エビデンスに基づく変形性膝関節症の鍼灸医学」</p> <p>に対する厚生労働省の非科学的否定の停止及び再評価、並びに、国民に対する科学的根拠に基づく同意書によらない健康保険による適切な鍼灸医療の提供を要望します。</p>	<p>昭和39年制定の鍼灸助成金は、鍼灸療養費と同じ疾患に対し、同意書無しでの治療を可能にして今現在も患者の鎮痛に効果を発揮し続けています。宮崎県民は、医師同意書がなくても保険料から支払われる助成金による鍼灸治療がきちん受けられる事、そして助成金の指定する疾患と療養費の指定する疾患が同一である事から、鍼灸療養費の治療も医師の同意書なしでも問題なく受けられる事を43年間の歴史から知っています。</p> <p>療養費の規制緩和は皆保険による鍼灸治療を可能とする社会性のある事業です。鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確となる科学的根拠を備えた理論及び施術方法の確立により置き代えることができます。</p> <p>特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部リウマチ・アレルギー-内科、東京女子医科大学大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保被保険者等に研究補助金を還元すべきです。この研究は非常に有効であることを医学的に証明したものであります。また、最近では変形性膝関節症の鍼灸に関する科学的根拠等もあり、国のこれまでの鍼灸に関する非科学的な否定の停止を要望します。</p> <p>このように、同意書の規制緩和の要件である「鍼灸の科学的メカニズムを明らかにする有効な医学的根拠」も多く出てきています。そして、内閣総理大臣も同意書は必要ないと答弁されているので、規制緩和をお願いします。</p>	鍼灸医療に関する自由診療市場及び健康保険医療市場における身分隔離政策の徹底排除に関するプロジェクト	社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師会	宮崎県	厚生労働省
1102040	鍼灸療養費に関する規制緩和	<p>保険医療機関におけるSSP療法という鍼灸治療は消炎鎮痛処置として保険がきく。保険医療機関及び柔道整復術後療法で使用されるSSPは鍼灸麻酔という実践を通して生まれたもので、まさに鍼灸療養費の「はり電気併用」を簡単にしたものです。鍼灸師はSSPも使用でき又、鍼灸治療自体にSSPと同様以上の効果がある事から、貴省の「科学的メカニズムが未だ解明されていない」の削除と、鍼灸施術所においても保険医療機関及び柔道整復のSSP対象疾患について、少なくとも柔道整復並みの保険取り扱いができるよう規制緩和を要望します。</p>	<p>SSPは鍼灸治療を簡単にしたものであるが、これも鍼灸治療である。本来、このSSPは鍼灸治療であるのだから医師又ははり師のみしか取り扱えないはずであるが、保険医療機関やはり師以外の施術所等において、実際はそれ以外の者が扱っている。更に、法令上鍼灸治療を行えない者(PT等)がSSPという鍼灸治療をした場合であっても消炎鎮痛処置とし保険請求ができることになっている。保険医療機関では無資格者のSSP治療でも保険取り扱いができるのに、なぜか、はり師の施術所では、はり師が行う療養費のはり治療に医師の同意書を要する。SSPという名の鍼灸治療が保険医療機関において消炎鎮痛の治療に効果があるという科学的根拠の基に保険請求ができるのであれば、当然、人体に対して針を直接刺入する鍼師の行う鍼灸治療には同様以上の効果があるのである。更にはりの電気併用の場合はSSPと同じ低周波を刺した針に通電するのだから、この点について厚生労働省は、貴省見解の「はり・きゅうの施術については、科学的メカニズムが未だ解明されていない」という文言を撤回しなければ、やはり、鍼灸師の施術所を健康保険医療市場から不当に排除していることになる。よって、はり師の施術について「科学的メカニズムが未だ解明されていない」といわれる解釈を、無資格者でさえ提供できるSSPという名の鍼灸治療と同様以上の評価にさせていただくと同時に、無資格者によるSSPと言う名の「鍼灸術」や「鍼灸術の指示」の禁止を要望します。</p> <p>代替措置:「保険医療機関の保険・消炎鎮痛」や「柔道整復術の保険・後療法」で使用される保険SSPを、今後は「医療機関勤務はり師」や「開業はり師」が担当する。</p>	鍼灸医療に関する自由診療市場及び健康保険医療市場における身分隔離政策の徹底排除に関するプロジェクト	社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師会	宮崎県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1035010	連続運転認定された第一種圧力容器と同種同形式容器の認定要領の緩和	ボイラー等の連続運転事業場において、連続運転認定を取得した第一種圧力容器と同種(材料等)同形式(形状、サイズ等)、同一使用する第一種圧力容器を予備機として追加設置する場合、現行法では追加容器は新たに認定取得が必要だが、本提案では、自動的に連続運転認定を可能にする。	<p>現行法では、連続運転認定を取得した第一種圧力容器を同種・同形式の容器に更新する場合は、更新機器の認定は継続できる。本提案における追加容器は、認定継続ができる更新機器と同様であり、認定を可能にしても技術的に問題ないと考え。第8次提案においても同種の提案を行ったが、その提案(0930010)では、予備機の追設に限定していなかった。今回の提案は、予備機としての追設に限定することで、第8次提案と、以下の2点において異なっている。</p> <p>予備機の追設による、全体プロセスへの影響はない(上下流プロセスも使用条件は不変である)</p> <p>制御装置及び運転管理には本質的な変更はない。切り替えに関する僅かな変更があるが、連続運転が認められている事業場でもあり、設備管理上も運転管理上も問題のない範囲内である。</p> <p>この提案が実現すれば、追加機器の停止中性能検査費用の削減につながる。</p>		大分コンピナート立地企業連絡協議会	大分県	厚生労働省
1035020	ボイラー安全弁の止め弁の設置	ボイラーと安全弁との間に条件付で止め弁の設置を可能とする。	安全弁の検査または修理を行う場合、ボイラーと安全弁との間に止め弁を設置すれば、ボイラーを止めずに行うことができる。このような状況は、第一種圧力容器と安全弁の間の止め弁でも同様であり、第一種圧力容器の場合は、2個以上の安全弁の設置等の条件を満たせば、止め弁の設置が認められている(基発第0430004号)。ボイラーの場合も全く同様で、2個以上の安全弁の設置等の条件を満たせば、ボイラーと安全弁との間に止め弁を設置しても問題ないと考え。		大分コンピナート立地企業連絡協議会	大分県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1032010	第一種低層住居専用地域規制緩和	宗教活動(研修)に伴う宿泊の容認	<p>第一種低層住居専用地域における宿泊施設(旅館業)の禁止があるが、一般宿泊ではなく体験学習として宿泊が必要な場合、旅館業ではなく、別施設としての扱いを望む。当法人は当寺院にて、広く宗教活動を行っている。その中で、宗教活動(研修)に伴う宿泊が必要になる。例えば座禅である。日中ではざわめきや騒音があり神経を集中できない。よって、朝1番や夜中の静かな時間の体験学習となるため宿泊の必要性がある。この場合、研修費として一人当たり5,000円を検討している。それは宿泊費ではなく、研修費である。この費用に食事代を含む。宿泊の有無にて料金を変えずに、統一の料金とする。宿泊に対する対価ではないため、研修費の割り増しはしない。これらを実施できれば、京都の歴史や文化を身近に触れ、情操教育としての役割を果たせる効果を願います。</p>		宗教法人 真正 極楽寺	京都府	厚生労働省 国土交通省
1080010	同一給水区域内、未普及地域解消事業に伴う地域料金の設定の容認	<p>現行法「特別なものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと」の法解説では、新たに拡張した区域に対する割高の料金設定は差別的取り扱いとしているが、未普及地域のすべての給水希望者が給水を受けられる範囲の妥当な一戸あたりの負担額とするため、未普及地域解消事業で同一給水区域となっても、期間を限定してその地区の実情に応じた水道料金設定を可能とする。</p>	<p>水道未普及地域解消にあたり、補助対象事業として既存の水道事業の区域拡張となるが、未普及解消地域だけの水道料金設定を期間を限定して可能とすることで、未普及地域解消の早期実現と給水希望全戸が参加可能な対応を目指す。</p> <p>具体的には、既存の水道事業の区域となることから、同一給水区域内同一水道料金となるため整備事業費の内、地元負担金の一括清算が必要となる。一戸あたりの負担額は国、府の補助及び市の支援を受けても高額となり、給水を希望したくても負担金の確保ができない等により現状維持をやむなくされる場合も想定される。そのため、一括負担金は必要最低金額とし残りの地元負担金は地域全体で借り入れ、水道料金と合わせ返済できる「その地域だけの水道料金」を期間を限定して設定可能とすることですべての給水希望者が受益を受けられる状況が作れ、後に残る問題もなくなる。</p> <p>提案理由： 当該地域は山村地域であり、地形的条件、集落の拡散等事業費が大きくなる要素が多い割に、対象人口が少なく、一戸あたりの負担額は高額となり、高齢世帯等も多く給水を受けたくても参加できずやむなく現状維持を選択せざるを得ない現状もある。そうした実態の中、独自の水道料金設定の出来る簡易水道事業として計画を進めていましたが、補助採択基準により簡易水道事業としては計画できず、上水道区域拡張となったものであり、別途料金設定は出来ないため本提案の実施により給水を希望する全戸の対応が可能となるものです。</p> <p>代替措置： 未普及地域解消事業に伴う地域料金は給水条例で料金、期間を明確にすることにより、対応の意志を明らかに出来る。</p>		亀岡市	京都府	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1054010	港湾における貿易関係行政 機関の窓口の一元化による民 間事業者の行う貿易関係業務 の簡素化、迅速化	各港湾の貿易にかかる各府省システムについて「府省共通ポータル」化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高度化のためには、現地における各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を緩和すべきである。	<p>下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する貨物が集まる港湾である。</p> <p>このような港湾となるにあたり、税関など貿易に関する業務を行う関係官庁にも多大なご協力をいただき、下関港は、円滑な貿易の基盤となってきたが、東アジアの経済発展に伴い、貿易スピードの向上に対する要求は、下関港においても増加していく傾向にあり、貿易にかかる諸業務を円滑に行うことが、ますます重要となってきている。</p> <p>わが国の貿易にかかる手続きは、それぞれの所管の省庁が多く関与していることに特徴があり、手続きの煩雑になっているとの指摘がある。</p> <p>これについては、税関を中心とした積極的な取り組みにより、平成20年10月に、「次世代シングルウィンドウ」(府省共通ポータル)として、貿易にかかる各省庁のシステムが調和し、各種ドキュメントの電子化が促進され、迅速化が期待される。</p> <p>しかし、港湾における手続きの簡素化等は図れるが、一方で、この申請手続きに伴い現地で行われる貿易にかかる各種検査業務等についてはポータル化されないため、煩雑性は引き続き残ることとなる。</p> <p>これらを解消するためには、植物検疫、食品検疫、税関等の現地検査業務等もポータル化(窓口一元化)を行う必要がある。これにより、申請手続きの簡素化に併せ現地検査業務等も窓口が一元化されれば、さらなる簡素化、通関スピードの向上及び民間事業者の負担軽減等が図れる。</p>		下関市	山口県	財務省 厚生労働省 農林水産省
1125010	特定の養殖方法と検査を経た 養殖トラフグの肝(肝臓)の可 食	フグ毒を生成するとされる「底生生物」及び「バクテリア」の混入のない、水槽の水を循環ろ過して使用する「閉鎖型循環式陸上養殖システム」にて養殖したトラフグの肝を全量毒性検査して安全性を確保することにより、「みがき」もしくは「肝」として可食できないか	「閉鎖型循環式陸上養殖システム」(別紙資料参照)にてフグの毒化の原因と考えられる「バクテリア」と「底生生物」の養殖場への混入を使用する海水を精密ろ過することで防ぎ、管理された毒化しない環境でトラフグを養殖する。そして魚体を解体し解体した肝の全ての毒性検査を行い、検査期間中は肝本体を真空パックによるロット管理の上急速冷凍保存し、検査の結果毒性の無かったものについてのみ冷凍のまま出荷することとする。なお、出荷する区域は主に宮城県内とし、その他の地域においてはアンテナショップやPRのために提携する飲食店へ出荷するものとする。栗原市は、年に約1,000人ずつ人口が減るなど年々過疎が進んでおり、その中で何か地域の活性化につながるような明るい材料が必要だと考えています。沿岸地域ではない里山においてフグの肝を提供することにより、やりようによって新たな地場産品の創出もできるということを地域の人達にも示したい。		(有)築館クリーン センター高森 ファーム事業部	宮城県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1085040	調理師免許の取得に係る要件の緩和	特区において、特例措置510を活用して民間事業者により実施される特定刑事施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターに収容された受刑者であって、当該施設において2年以上調理の業務に従事した者については、法第3条第1項第2号の適用については、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設において従事したものとみなすことを求めるもの。	喜連川社会復帰促進センター等PFI特区においては、特例措置510「特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業」を活用して、国の刑務所における収容及び処遇に関する事務の民間委託が行われることとされている。その一環として、受刑者の社会復帰に向けた調理師免許取得のための訓練等の職業訓練が民間企業によって行われている。しかし、調理師免許に関して、現行制度においては、刑事施設は「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設」に当たらないとされることから、当該施設において調理の業務に従事し、調理師試験に合格したとしても調理師免許が取得できない。社会復帰促進センターは、国の刑務所のうち、犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所であり、そこに収容される受刑者は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づき処遇を実施することにより、健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者の集団である。したがって、当該施設において調理師法に基づく必要な業務に従事し、調理師免許の取得が可能とすることにより受刑者の就労と円滑な社会復帰が促進されることが考えられる。併せて、調理師に関する職業訓練を中心として食に関する関連産業の当該地域への集積が期待され、雇用の拡大、定住人口の増大、消費の拡大等を通じた地域経済の活性化が期待できる。		(株)三井物産戦略研究所	東京都	厚生労働省
1059020	・化製場等に関する法律及び と畜場法施行令の規制緩和	奄美大島のノヤギは、化製場等に関する法律第2条第2項のただし書き及びと畜場法施行令第4条第2項について、1件ごとの許可でなく、区域としての許可とする。	<p>提案理由</p> <p>奄美大島では貴重なタンパク源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭で山羊を飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、社会環境の変化等により飼育世帯が減少し、伝統食文化継承の懸念材料となっている。</p> <p>一方、本島では野生化した山羊(ノヤギ)による食害が拡大しており、有害鳥獣として捕獲が実施され、と畜場で処理した後、食材として活用されている。</p> <p>奄美大島の特異な自然、希少動植物を保護する観点から捕獲したノヤギを、伝統食の食材として活用することは、食文化継承の有効な策であるが、現行、食材活用するには、生体で捕獲する必要があり、ノヤギの多くが生息する崖地での生体捕獲・運搬等は、非効率なうえ危険を伴うものである。</p> <p>そこで、本特例措置及び衛生管理マニュアル等により、捕殺した場合に放血・解体処置等を行えるよう条件を整備する。</p> <p>このことで、銃による捕獲も可能となり、捕獲の効率及び安全性が高まる。また、ノヤギを伝統食食材の安定した供給源の一つとして、さらに有効活用することが可能となる。</p> <p>代替措置</p> <p>山羊とノヤギの区別を図るため、適正管理条例を制定する。また、公衆衛生上問題が発生しないよう、鹿児島県と畜場法施行規則第9条(と畜場外のとさつ又は解体方法)の遵守、併せて独自の衛生管理マニュアルを策定・運用することで、安全性の確保に努める。</p>	奄美自然保護と食文化継承特区	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町	鹿児島県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1059030	・獣畜からの除外	奄美大島のノヤギを、「と畜場法」及び「化製場等に関する法律」の「獣畜」としての規定から除外する。	<p>提案理由</p> <p>奄美大島では貴重なタンパク源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭で山羊を飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、社会環境の変化等により飼育世帯が減少し、伝統食文化継承の懸念材料となっている。</p> <p>一方、本島では野生化した山羊(ノヤギ)による食害が拡大しており、有害鳥獣として捕獲が実施され、と畜場で処理した後、食材として活用されている。</p> <p>奄美大島の特異な自然、希少動植物を保護する観点から捕獲したノヤギを、伝統食の食材として活用することは、食文化継承の有効な策であるが、現行、食材活用するには、生体で捕獲する必要があり、ノヤギの多くが生息する崖地での生体捕獲・運搬等は、非効率なうえ危険を伴うものである。</p> <p>そこで、本特例措置及び衛生管理マニュアル等により、捕殺した場合に放血・解体処置等を行えるよう条件を整備する。</p> <p>このことで、銃による捕獲も可能となり、捕獲の効率及び安全性が高まる。また、ノヤギを伝統食食材の安定した供給源の一つとして、さらに有効活用することが可能となる。</p> <p>代替措置</p> <p>山羊とノヤギの区別を図るため、適正管理条例を制定する。また、公衆衛生上問題が発生しないよう、鹿児島県と畜場法施行規則第9条(と畜場外のとさつ又は解体方法)の遵守、併せて独自の衛生管理マニュアルを策定・運用することで、安全性の確保に努める。</p>	奄美自然保護と食文化継承特区	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町	鹿児島県	厚生労働省
1112010	ALTに係る派遣期間制限の除外	「人材都市ぎふ」を標榜する岐阜市では、生徒の英語能力を効率的に伸ばすため、本年、市内全中学校に22名のALTを派遣により配置した。今後も継続的にALTを活用したいが、現状では労働者派遣法で派遣期間制限が設けられており、派遣可能期間を超えて派遣受け入れを継続する場合には、告示により3ヶ月間超のクーリング期間を設ける必要があり、その間、ALTの派遣受け入れを停止しなければならない。よって、ALT業務が派遣期間制限から除外されるよう、労働者派遣法施行令第4条に定める業務にALT業務を位置づける。	<p>前回提案時の貴省回答「ALT業務は、業務の専門性や、常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響」について具体的に検討できないため、派遣期間制限のない26業務に含めることの可否について回答困難」に対し、どのような条件や材料が揃えば検討できるのか省庁へ確認したが回答頂けなかったため、再度ご教授頂きたい。</p> <p>については、岐阜市はALT派遣受け入れに際し、英語を母語とし、出身国にて大学以上の教育機関を卒業した者、ALTとして十分な経験がある・あるいは研修を受けた者、英語の発音、リズム等において優秀かつ現代の標準的な語学力がある者等、多くの条件を付しており、専門性を担保している。また、26業務の1つ「通訳、翻訳等業務」とALT業務には、英語を母語とする者が文章等をチェックし文法上等の誤りを訂正する等共通点があり、同様の専門性があると考えられる。</p> <p>については、前回提案時にも述べたが、岐阜市におけるALTは英語を母語とし、そのほとんどが数年後には母国へ戻り、数年で人が入れ替わるという特殊事情がある。更にビザの手続きや日常生活の世話など雇用管理も通常の業務と比べ極めて特殊であり、通常の就業形態とは異なる。このようにALT業務には具体的な特殊性があり、労働者派遣法において派遣期間制限から除外される業務として定められている「就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」に位置づけることが可能と考える。</p> <p>以上からALT業務を派遣期間制限から除外するため、ALT業務の専門性と常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響について具体的に検討できないかご教授頂きたい。</p>		岐阜市	岐阜県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1091010	市所有施設を管理するための 人材派遣	自治体が出資している公益法人が派遣元となっ て、市所有施設を管理するための労働者を派遣 をできるよう、規制を緩和してもらいたい。さら に、労働者派遣を行うにあつては、クーリング オフ期間をなくしてほしい。	市所有の施設を効率よく管理するため、財団法人恵那市施設管理公社から市の施設に人 材を派遣するシステムを構築したい。(給食センターなどの施設は、市の直営では非常にコ ストがかかり、完全に民間委託するには安定した供給ができなくなる恐れがあるため、公社 からの人材派遣を切望している)そこで、上記の労働者派遣が可能となるよう、規制を緩和 してほしい。 さらに、労働者派遣が可能となったとしても、労働者派遣における現行のクーリングオフ期 間((3年受入れ後は、3ヶ月間の派遣を受入れない期間が必要)があるため、安定した行政 サービスの提供が出来ないおそれがある。そこで、市出資の公益法人から市の施設に労働 者を派遣する場合にあつては、このクーリングオフ期間をなくしてほしい。		恵那市	岐阜県	総務省 厚生労働省
1122010	外国人に対する年金制度の見 直し	日本と母国との間で年金加入期間が通算される 社会保障協定が未締結の国の外国人研究者 が、受給資格期間を満たさず帰国する場合の脱 退一時金について、在留期間5年の保険料納付 期間に対応した支給を行う。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開され ている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってき た。これら外国人研究者は、年金制度へ加入が義務づけられているものの、短期加入で 受給資格を満たさないまま制度から途中離脱する可能性が高く、社会保障協定未締結国 (ロシア、ポーランド等)の研究者については、脱退一時金を請求することができる。しか しながら、保険料納付期間が3年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が 支給されるものの、3年以上では一定額しか支給されず、「特定研究活動」で在留してい る播磨科学公園都市内の研究者にとっては、最大5年の在留期間中保険料を払い続けたと しても、3年を超えると実質払い捨ての状態になってしまう。したがって、保険料納付が老 給付に結びつかないという問題が社会保障協定により解決されるまでの間の特例措置と して脱退一時金制度が設けられていることから、保険料納付期間(在留期間の上限(5年)) に対応した段階的な脱退一時金の支給をお願いしたい。なお、このことが法附則の「当 分の間」支給する旨の規定と整合しないということであれば、その「当分の間」の解釈 (「当分の間」を3年と想定している理由)をご教示いただきたい。		兵庫県、たつの 市、上郡町、佐用 町	兵庫県	厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1122020	在留資格「人文知識・国際業務」(うち国際業務)の要件撤廃	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者が、母国語を活用して就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格変更を行う際に要求される現行要件(学歴、実務経験年数(3年以上))以外の評価基準の整備を求める。	<p>世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かして外国人研究者の受入れ促進を図っている。</p> <p>現在、当該研究者は長期(最大5年)に渡る研究プロジェクト等で研究活動を行っているため、家族での滞在を希望しているが、長期滞在ゆえ家族自身も積極的な社会活動への参加を望んでいる。家族での滞在がしやすい、より魅力的な研究環境を提供することが、ひいては優秀な人材の集積、新産業創出による地域経済の活性化につながるものと考えているが、現在、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う際には、学歴又は実務経験年数(3年以上)が要求されており、母国語の能力を活用した社会参加への道を困難なものにしている。</p> <p>については、現行要件を撤廃して、外国人研究者の配偶者が社会活動へ参加できる道を開いていただきたい。また、単純に現行要件を撤廃することが困難ということであれば、現行要件に代わる別の基準でもってその能力を評価できる体制を国において整備いただきたい(相互認証、国家資格等)。</p>		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省
1093080	「技術」の必要経験年数の緩和	現在相互認証されている資格・試験以外の民間ベンダー資格などについても相互認証の対象となるよう、国における考え方及び拡大にむけた整備を求め、新たに対象となった資格等を有する外国人について、在留資格「技術」において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	兵庫県・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようななか、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保しなければならない状況である。即戦力を求める企業では、技術者を雇用する際に民間ベンダー資格など様々な資格・試験を指標としており、相互認証されている国家資格以外のものも専門分野での能力を確認し得るといえることから、当地域において優秀な人材を幅広く確保するために、現在相互認証されている資格等を拡大し、新たに相互認証の対象となった資格等を有する外国人について、実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することを求めるもの。		兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1093090	「企業内転勤」の転勤前関連 業務従事要件の緩和	在留資格「企業内転勤」において要求される関連 業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に 緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経 済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。これらの企業において、事業展 開の時機を失することなく人材を確保することが重要であることから、ひょうご・神戸で勤務 させることを前提に外国で新たに雇った者のうち、雇用前の別会社において「技術」「人文知 識・国際業務(うち人文知識)」分野で3年以上の実務経験を有する者について、転勤前の 従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することを求めるもの。		兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省
1081010	在留資格「人文知識・国際業 務」の必要な知識に係る科目 専攻要件の撤廃	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の 1つである「従事しようとする業務について、これ に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業 する」ことの業務必要知識の専攻要件を緩和し、 大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一 般事務、営業、企画業務等に就労することを認め る。	優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域における活性化を図る。 具体的には、現状においては学歴要件により専攻課程修了後の留学生に在留資格が付 与されず、日本で就職できないケースも少なくない。運用として「専攻科目の内容と従事しよ うとする業務に関連性が認められれば」在留資格を許可されることであるが、どのよう な場合に関連性を認められるのか明確ではないため、企業としても優秀な人材の採用機会 を逸することにもなりかねない。 姫路獨協大学留学生が卒業後姫路で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に捕らわれ ず、一般事務、営業、企画業務等の職種の就労を認めることにより、就職の機会が増大す ることになる。日本で就職を希望する留学生が、当大学への入学を希望することにつな がり、また、その留学生が姫路商工会議所会員企業に就職することが期待できるため、優秀 な人材を姫路地域に招聘できることとなる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデ ルケースとなる。 提案理由： 単純労働者とは専門知識や技術を有しない労働者とされているが、留学生は4年間の高 等教育により専攻科目の知識を修得し、留學生活における様々な経験から得た知識を身に 付けており、総合的に見て「専門知識」と有する者と考える。 また、日本人労働者との競合・代替の問題、労働条件面への悪影響等については、単純 労働者の受入れに起因するものなので、単純労働に従事することがなければ問題は発生し ないと考える。更に、就職先の企業を姫路商工会議所会員企業に限定し採用職種や就職 後の就業状況を確認することでも、単純労働への従事が防止できる。		学校法人獨協学 園、姫路獨協大 学、姫路商工会 議所	兵庫県	法務省 厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1101010	島おこしのための外国人の在留資格の拡大	外国人の在留について「技能」の資格で在留するものが本邦でできる活動に「国内で生産が困難になった製品の製造」も含める。	<p>・実施内容 離島での地域活性化を図るひとつの手段として、石材産業に使われていた廃工場や廃倉庫を使って、中国から靴縫製の職人100人を招致し皮革靴の国内生産工場を立ち上げる。それにより国外に流出した技術の再導入と後継者の育成及び住民の雇用の場創出と商店やサービス業の活性化を図る。</p> <p>・提案理由 皮革靴完成品を輸入する場合大変高額な関税がかかるため、日本の皮革靴メーカーのほとんどはアップパー部を海外生産し、国内で完成品としています。そのため国内では靴縫製職人の後継者が育たず、また現在の職人も高齢化がすすみ国内で皮革靴を生産することは難しくなっています。</p> <p>一方で、離島では運送コストがかさむため、産業が根づきにくいという地理的条件があります。笠岡諸島(有人七島。人口約2,700人)ではかつて石材産業で栄えていましたが、外国産の石材に押され衰退し、人口減少が続き、高齢化率も60%に近くになっており、生活に必要な機能の喪失や地域の維持管理上でも問題が発生し始めています。10年ほど前からこうした状況をどうにかしたいと島の住民が島おこしの組織を設立し、医療福祉や観光開発、特産品開発、移住対策などを手がけ、昨年NPO法人格を取得し活発に活動しています。とはいえ、小規模な事業所を設置し事業を行っても住民のニーズに応えることはできません。産業おこしが今の島の活性化にとって必要不可欠となっています。</p> <p>国外に流出した技術の再導入を図りたい皮革靴メーカーと産業おこしを望む島の住民団体がつながり、プロジェクトの実現に向けて協働しています。</p>		特定非営利活動法人かさおか島づくり海社	岡山県	法務省 厚生労働省
1027020	入国管理行政	外国人の単純労働者の受入れ	<p>現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくないと思う。一方、このような目的を偽って入国する外国人の労働力が不可欠な業種もあると思われる。このような不正目的の外国人は自身が不正であるとの認識があるから、納税をすることもないし、雇入れ側も、弱みに付け込んで付与しなくてはならない福利厚生を施さなかったり賃金の未払いをしたりすることがあるようである。80兆円もの国債のある我が国であるから、せっかくの労働者を正規に認め、税収を増やすことが必要であると思う。</p>		個人	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1107010	大麻取締法第1条に規定する「大麻」の定義から低THC品種の除外し、葉と花穂が産業利用を可能とする	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草については、EUのように葉と花穂を使った加工及び製品を販売できるようにする	<p>大麻草の花穂と葉からエッセンシャルオイル(精油)が抽出でき、非常によい匂いを持ち、地域の特産品として商品化ができる。 平成8年5月23日 衛化第56号 厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」別添2 天然香料基原物質リストに「アサ、麻、Hemp」が掲載されている。</p> <p>【提案理由】 低THC品種の大麻草の花穂と葉から取れるエッセンシャルオイルには、THC成分は全く含まれておらず、悪用する危険性がない。 離農が進む過疎地等における地域活性化の切り札として精油ビジネスは有望であり、例えば高知県のユズの精油は高品質でアロマテラピー効果が高いと評判であり、1リットルで20万円以上で取引されている。大麻草の花穂や葉は、海外では精油や香水や化粧品、ハーブティーなどに応用されている。当社のコスメティック商品シリーズにアサ精油が商品化できれば、各地の大麻農業でもっとも付加価値の高い原料となる。大麻草は、利用離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		株式会社ニュー・エイジ・トレーディング	東京都	厚生労働省
1038010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>		産業クラスター研究会ホリック「麻プロジェクト」	北海道	厚生労働省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1070010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>		株式会社グラスマイル	長崎県	厚生労働省 経済産業省
1072010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>		株式会社日本ヘンプ	東京都	厚生労働省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1086010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>		KAYA	静岡県	厚生労働省 経済産業省
1089010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>		(有)ジャパンエコロジープロダクション	東京都	厚生労働省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1090010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>		岐阜県産業用麻協会	岐阜県	厚生労働省 経済産業省
1099010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト	沖縄県	厚生労働省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1108010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも『歴史は繰り返す』事実を待つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がいなかったため、種子は海外からの導入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。</p>		有限会社イー・コーポレーション	広島県	厚生労働省 経済産業省
1109010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>熊本県は畳製造とイグサの産地であり、同時に畳表に使う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がいなかったため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>		たしる屋	熊本県	厚生労働省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1110010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>		高知ヘンプユニオン	高知県	厚生労働省 経済産業省
1111010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロープとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>		ヘンプリズム志国プロジェクト	愛媛県	厚生労働省 経済産業省